

ETC カード利用規定

現行	改定後
DC ETC カード会員規約	ETC カード利用規定
<p>第 2 条（定義） 本規約における次の用語は、以下の通り定義するものとします。</p>	<p>第 1 条（用語の定義） 本規定において、以下の各号に掲げる語句は、本規定中に別異に定められている場合を除き、当該各号に掲げる意義を有するものとし、本規定中に定めのない語句で会員規約中に定めのある語句は、会員規約中に定められた意義を有するものとします。</p>
<p>第 2 条（定義） 1.「ETC カード」とは、自動料金収受者が運営する ETC システムにおいて利用される通行料金支払専用に第 3 条に定める方法により発行されるカードをいいます。</p>	<p>1.「ETC カード」とは、道路事業者が運営する ETC システムにおいて利用される通行料金支払いのための専用 に第 3 条に定める方法により発行される IC カードをいいます。</p>
<p>第 2 条（定義） 2.「自動料金収受者」とは、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社など道路整備特別措置法に基づく有料道路管理者のうち三菱 UFJ ニコスがクレジットカード決済契約を締結した有料道路管理者をいいます。</p>	<p>2.「道路事業者」とは、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社および公社等（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成 11 年建設省令第 38 号）第 2 条第 1 項にもとづく公告または公示を行った地方道路公社または都道府県もしくはは市町村である道路管理者）をいいます。</p>
<p>第 2 条（定義） 3.「ETC システム」とは、自動料金収受者所定の料金所において ETC 利用者が ETC カードおよび車載器、ならびに自動料金収受者の路側システムを利用して通行料金の支払いを行うシステムをいいます。</p>	<p>3.「ETC システム」とは、道路事業者所定の料金所において ETC 利用者が ETC カードおよび車載器、ならびに道路事業者の路側システムを利用して道路事業者所定の料金（以下「通行料金」といいます。）の支払いを行うシステムをいいます。</p>
<p>第 2 条（定義） 4.「車載器」とは、ETC 利用者が ETC システム利用の為車輻に設置する通信用の装置をいいます。</p>	<p>4.「車載器」とは、車両に搭載して路側システムとの間で通行料金決済に必要な情報の通信を行うための装置をいいます。</p>
<p>第 2 条（定義） 5.「路側システム」とは、自動料金収受者所定の料金所の ETC 車線に設置され、ETC 利用者の車載器と無線により必要情報を授受する装置をいいます。</p>	<p>5.「路側システム」とは、道路事業者所定の料金所の ETC 車線に設置され、ETC 利用者の車載器と無線により必要情報を授受する装置をいいます。</p>
<p><u>（新設）</u></p>	<p>6.「ETC 多目的利用サービス」とは、あらかじめ当該サービスの利用のための 登録を受けることなく ETC カードおよび車載器を用いて ETC カードの情報等を無線で送受信することにより、道路事業者が定める道路等以外の施設であって別途当該サービスを運営する者が指定するものの利用料金等を支払うことができるサービスをいいます。</p>
<p><前文> 本規約の「カード発行会社」は、ETC 会員の所属カード会社名に読み替えます。</p> <p>第 1 条（本規約の趣旨） 本規約は、カード発行会社（以下「当社」といいます。）および三菱 UFJ ニコス株式会社（以下「三菱</p>	<p>7.「会員」とは、三菱 UFJ ニコス株式会社または三菱 UFJ ニコス株式会社が指定するカード発行会社（以下、三菱 UFJ ニコス株式会社および三菱 UFJ ニコス株式会社が指定するカード発行会社のいずれかを称して「当社」といいます。）の会員規約（個人会員規約、法人会員規約を含み、以下総称して「会員規約」といいます。）を承認のうえ、当社所定の方法で入会等を申込み、当社が入会等を承認したことにより、会員規約に規定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）の貸与を受けている本人会員</p>

<p>UFJ ニコス」といいます。) 所定の DC 標章を冠したクレジットカードの会員規約 (法人会員規約を含みません。以下「会員規約」といいます。) に定める会員 (以下「会員」といいます。) が DC ETC カード (以下「ETC カード」といいます。) を利用する場合の規約を定めたものです。会員は会員規約および本規約を承認し、別途自動料金収受者が定める「ETC システム利用規程」・「ETC システム利用規程実施細則」および車載器業者が定める利用規程等を合せ遵守して ETC カードを利用するものとします。</p>	<p>ならびに家族会員または法人会員ならびにカード使用者をいいます。</p>
<p>第 3 条 (ETC カードの発行・管理責任) 1. 当社および三菱 UFJ ニコス (以下併せて「両社」といいます。) は、会員より本規約および会員規約を承認の上、所定の方法で ETC カードの申込みを受けた場合、両社が適当と認めた会員に対し、会員が指定し両社が認めた DC 標章を冠したクレジットカード (以下「指定カード」といいます。) に追加して、ETC カードを発行し、貸与します。なお、ETC カードを貸与された会員 (以下「ETC 会員」といいます。) は、ETC システムにおいては指定カードに代わり ETC カードを利用することにより指定カードによる決済サービスを受けることができます。</p>	<p>8. 「ETC 会員」とは、会員規約および本規定を承認のうえ、当社所定の方法で ETC カードの発行を申込み、当社が発行を承認したことにより ETC カードの貸与を受けている会員をいいます。</p>
<p>(新設)</p>	<p>9. ETC 会員のうち、会員規約に定める本人会員を「ETC 本人会員」、家族会員を「ETC 家族会員」、法人会員を「ETC 法人会員」およびカード使用者を ETC カード利用規定「ETC カード使用者」といいます。なお、本人会員が ETC カードの貸与を受けていない場合であっても、家族会員が「ETC 家族会員」であるときには、本人会員を「ETC 本人会員」とします。法人会員が ETC カードの貸与を受けていない場合であっても、カード使用者が「ETC カード使用者」であるときには、法人会員を「ETC 法人会員」とします。</p>
<p>(新設)</p>	<p>10. 「本契約」とは、本規定を内容とする当社と ETC 会員との間の契約をいいます。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第 2 条 (名称) 当社が発行する ETC カードの名称は ETC カード (以下「本カード」といいます。) とします。</p>
<p>第 3 条 (ETC カードの発行・管理責任) 1. 当社および三菱 UFJ ニコス (以下併せて「両社」といいます。) は、会員より本規約および会員規約を承認の上、所定の方法で ETC カードの申込みを受けた場合、両社が適当と認めた会員に対し、会員が指定し両社が認めた DC 標章を冠したクレジットカード (以下「指定カード」といいます。) に追加して、ETC カードを発行し、貸与します。なお、ETC カードを貸与された会員 (以下「ETC 会員」といいます。) は、ETC システムにおいては指定カードに代わり ETC カードを利用することにより指定カードによる決済サービスを受けることができます。</p>	<p>第 3 条 (本カードの発行・利用) 1. 当社は、本カードを ETC 会員が指定し当社が認めたクレジットカード (本カード発行の申込と同時にクレジットカードの入会等申込を行った者) に対して発行、貸与されたカードを含むものとし、以下「指定カード」といいます。なお、ETC 会員に貸与されているクレジットカードが複数ある場合には、本カード申込時において当社所定の方法により本人会員または法人会員が指定したクレジットカードのみを指すものとします。以下同じ) に付帯して発行し、貸与します。なお、ETC 会員は本カード受領後ただちに本カードの署名欄に自署するものとします。ただし、本カードに署名欄がない場合にはこの限りではありません。 2. ETC 会員は、道路事業者が定める ETC 利用可能道路において、本カードを利用することで、指定カードを利用したものととして、指定カードに係る会員規約に定める決済サービスを受けることができます。</p>
<p>第 11 条 (ETC カードの新規発行手数料) ETC 会員は当社に対し、会員規約に定める年会費とは別に、第 3 条第 1 項に定める ETC カード発行の対価として、入会申込書およびホームページ等に記載する所定の新規発行手数料を支払うものとします。新規発行手数料は、退会または ETC 会員資格の取消となった場合その他理由の如何を問わず返却致しま</p>	<p>第 4 条 (本カードの新規発行手数料) ETC 本人会員または ETC 法人会員は、当社に対し、会員規約に定める年会費とは別に、第 3 条第 1 項に定める ETC カード発行の対価として、申込書および WEB サイト等に記載する所定の新規発行手数料を支払うものとします。新規発行手数料は、退会または ETC 会員資格の取消となった場合その他理由の如何を問</p>

せん。	わず返却いたしません。
<p>第3条 (ETCカードの発行・管理責任)</p> <p>2.ETCカードは、ETCカードの表面に印字された ETC 会員本人に限り利用できます。</p> <p>3.ETC カードの所有権は当社にあり、ETC 会員は善良な管理者の注意をもって ETC カードを利用・管理するものとします。万が一他人に貸与したり、車輦内に放置する等により第三者による不正使用があった場合、ETC 会員本人が支払責任を負うものとします。</p> <p>4.ETC 会員は両社より ETC カードを貸与されたときは、本規約および会員規約を承認の上、ETC カード裏面に ETC 会員の署名をしていただきます。ETC 会員が本規約および会員規約を承認しない場合には、利用開始前に直ちに ETC カードを切断した上で当社に返却するものとします。</p>	<p>第5条 (本カードの管理)</p> <p>1.本カードの所有権は当社に属し、ETC 会員は、善良なる管理者の注意をもって本カードおよびカード情報を使用し保管しなければなりません。</p> <p>2.本カードは、所定の署名欄に自署した ETC 会員本人のみが利用でき、他人 に貸与、寄託、譲渡もしくは担保提供するなどカードの占有を第三者に移転することはできません。</p> <p>3.前項に違反して本カードが第三者に使用された場合、そのカード使用に起因して生ずる一切の債務については、本規定ならびに会員規約を適用し、すべて ETC 本人会員または ETC 法人会員がその責任を負うものとします。</p>
<p>第8条 (ETC カードの有効期限)</p> <p>1.ETC カードの有効期限は、指定カードと別に定めるものとし、ETC カード表面に記載した月の末日までとします。</p> <p>2.ETC カードの有効期限が到来する場合、両社が引続き ETC 会員として適当と認める方には、新しい ETC カードを送付します。</p>	<p>4.本カードの有効期限は、指定カードと別に当社が指定する月の末日までとし、本カードの表面に表示します。なお、本カードの有効期限が到来する場合、当社は引き続き ETC 会員として適当と認めた方に、有効期限を更新した本カードを送付します。</p>
(新設)	<p>第6条 (利用可能枠)</p> <p>1.本カードの利用可能枠は、指定カードの利用可能枠と合算して、指定カードに係る会員規約により当社が審査し決定したカード利用可能枠 (以下「利用可能枠」といいます。) の範囲内とします。</p>
(新設)	<p>2.ETC 本人会員または ETC 法人会員は、ETC 会員が利用可能枠を超えて本カードを利用した場合も、当然に当該超過分を含めたご利用代金全額の支払義務を負うものとします。</p>
<p>第9条 (退会)</p> <p>ETC 会員は ETC カードを退会する場合、両社所定の退会手続きを行うとともに、ETC カードを当社または三菱 UFJ ニコスに返却いただくか、ETC カードの IC チップ部分を切断の上破棄してください。なお、指定カードを退会した場合は、当然に ETC カードも退会したものとみなします。</p>	<p>第7条 (解約・解除)</p> <p>1.ETC 会員は本契約を解約する場合、当社所定の解約手続きを行うとともに、本カードをただちに当社に返却するものとします。</p> <p>2.ETC 会員が指定カードを退会し、または指定カードの会員資格を喪失した場合は、当然に本契約も解約となり、当該 ETC 会員に貸与された本カードは当然に失効します。なお、この場合、当該 ETC 会員に係る家族会員もしくはカード使用者に貸与されている本カードも同様に当然に失効します。この場合、ETC 会員は、本カードについて別途当社所定の解約手続きを行う必要はありませんが、解約後本カードをただちに当社に返却するものとします。</p>
<p>第6条 (ETCカードの利用・貸与の停止など)</p> <p>ETC 会員が、本規約または会員規約に違反した場合、ETC カードまたは指定カードの利用状況が適当でないと当社または三菱 UFJ ニコスが認めた場合、当社または三菱 UFJ ニコスは、ETC 会員に通知することなく ETC カードもしくは指定カードまたは両カードの利用・貸与の停止、返却など会員規約に定める措置をとることができるものとし、ETC 会員は予めこれを承諾するものとします。当社または三菱 UFJ ニコスは、ETC カードの利用停止の措置および契約終了に伴う措置等による道路上での事故に関し、これを解決もしくは損害賠償する責任を一切負わないものとします。</p>	<p>3.当社は、次のいずれかに該当する場合、第1号から第5号においては何ら催告なく、第6号においては義務の履行を催告し、相当期間内にその義務の履行がされない場合に、本契約を解除することができるものとします。本契約が解除された場合、本カードは当然に失効し、ETC 会員はただちに本カードを当社に返却するものとします。</p> <p>(1) ETC 会員が当社に対し届出るべき事項に関し届出を怠り、または虚偽の届出を行った場合。</p> <p>(2) ETC 会員に、指定カードに係る会員規約に定める会員資格の喪失事由が発生した場合。</p> <p>(3) ETC 会員が本規定または会員規約に違反し、その違反が重大である場合。</p>

	<p>(4) ETC 会員の本カードまたは指定カードの使用状況が適当でないと当社が判断した場合。</p> <p>(5) 当社が ETC 会員に対し有効期限を更新した本カードを発行しないで、本カードの有効期限が経過したとき。</p> <p>(6) 前各号に掲げる場合を除き、ETC 会員が本規定または会員規約に違反した場合（ただし、当該違反が軽微である場合を除きます。）。</p>
<p>第 5 条（ETC カードのご利用代金の支払方法）</p> <p>3.当社のご利用代金の請求が、自動料金収受者の請求データに基づく限り、ETC 会員は請求額の支払義務を負うものとします。もし、自動料金収受者の請求データに疑義がある場合には、ETC 会員と自動料金収受者間で解決するものとし、当社への支払義務に影響を及ぼさないものとします。</p> <p>第 8 条（ETC カードの有効期限）</p> <p>3.有効期限内における ETC カード利用による支払いについては、有効期限経過後といえども会員規約および本規約を適用します。</p>	<p>4.ETC 本人会員または ETC 法人会員は、前三項による解約または解除の後に ETC 会員が本カードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。</p>
<p>第 4 条（ETC カードの利用方法）</p> <p>1.ETC 会員は、自動料金収受者所定の料金所において、ETC カードを挿入した車載器を介し路側システムと無線により必要情報を授受し、または ETC カードを提示するなど、自動料金収受者所定の方法で通行することにより、通行料金の支払いを行うことができます。</p> <p>2.ETC 会員は、自動料金収受者所定の料金所において、ETC カードの提示を求められた場合、これを提示するものとします。</p>	<p>第 8 条（利用方法）</p> <p>1.ETC 会員は本カードを車載器に挿入し、車載器と路側システム間で必要情報を無線通信することにより、通行料金の支払いを行うことができます。なお、入口と出口で、同一の車載器に同一の本カードを挿入し利用しなければなりません。</p> <p>2.ETC 会員は、当社が認めた場合および道路事業者所定の ETC マークのある料金所（以下「料金所」といいます。）において、本カードを提示することにより、通行料金の支払いを行うことができます。</p>
<p>第 5 条（ETC カードのご利用代金の支払方法）</p> <p>1.ETC カードのご利用代金の支払方法は、1 回払いとします。ただし、指定カードの支払方法に別途規約の定めがある場合は、当該規約の支払方法によるものとします。</p> <p>2.当社は、ETC 会員の ETC カードご利用代金を指定カードのご利用代金請求と同じ方法により請求し、ETC 会員は指定カードのご利用代金と合算して支払うこととします。</p>	<p>第 9 条（利用料金決済）</p> <p>1.本カードのご利用代金の支払方法は、1 回払いとします。ただし、指定カードの支払方法に別途規約の定めがある場合は、当該規約の支払方法によるものとします。</p> <p>2.ETC 本人会員または ETC 法人会員は、本カードご利用代金を、指定カードのご利用代金と合算して、指定カードのご利用代金と同様の方法で支払うものとします。なお、会員規約に定めるご利用明細書と別に、本カードのご利用代金のみを記載したご利用明細書が発行されることはありません。</p>
<p>3.当社のご利用代金の請求が、自動料金収受者の請求データに基づく限り、ETC 会員は請求額の支払義務を負うものとします。もし、自動料金収受者の請求データに疑義がある場合には、ETC 会員と自動料金収受者間で解決するものとし、当社への支払義務に影響を及ぼさないものとします。</p>	<p>3.当社からのご利用代金のご請求は、道路事業者の請求データにもとづくものとします。なお、当該道路事業者の請求データについて疑義がある場合は、ETC 会員と道路事業者間で疑義を解決するものとし、当社への支払義務は免れないものとします。</p>
<p><u>（新設）</u></p>	<p>4.第 1 項および第 2 項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により道路事業者が自ら通行料金を ETC 会員から徴収することがあります。</p>
<p>第 7 条（ETC カードの紛失・盗難、破損・変形などの届出義務・責任および再発行）</p> <p>4.ETC カードは、<u>両社</u>が認める場合に限り再発行します。この場合、当社所定の手数料をお支払いいただきます。</p> <p>5.ETC カードの再発行により ETC カードの会員番号が変更となった場合、自動料金収受者が実施する登</p>	<p>第 10 条（再発行）</p> <p>1.本カードの再発行は、当社が認めた場合に行います。なお、この場合、ETC 本人会員または ETC 法人会員は当社所定の手数料を支払うものとします。</p> <p>2.本カードの再発行により本カードのカード番号が変更となった場合は、道路事業者が実施する ETC マイレー</p>

<p>録型割引制度を利用する ETC 会員は、自ら、自動料金収受者所定の変更手続を行うものとし、その変更手続が完了するまで所定の割引が適用されないことを予め承諾するものとします。両社は、所定の割引が適用されないことにより ETC 会員が被った損害について、一切の責任を負わないものとします。</p>	<p>サービス、有料道路身体障がい者割引制度などの登録型割引制度を利用する ETC 会員は、自ら、道路事業者所定の変更手続を行うものとし、変更手続が完了するまでの本カードの利用が割引対象とならないことをあらかじめ承諾するものとします。当社は、本カードの利用が割引対象とならないことにより ETC 会員が被った損失、損害について一切の責任を負わないものとします。</p>
<p>第 6 条 (ETC カードの利用・貸与の停止など)</p> <p>ETC 会員が、本規約または会員規約に違反した場合、ETC カードまたは指定カードの利用状況が適当でないと当社または三菱 UFJ ニコスが認めた場合、当社または三菱 UFJ ニコスは、ETC 会員に通知することなく ETC カードもしくは指定カードまたは両カードの利用・貸与の停止、返却など会員規約に定める措置をとることができるものとし、ETC 会員は予めこれを承諾するものとします。当社または三菱 UFJ ニコスは、ETC カードの利用停止の措置および契約終了に伴う措置等による道路上での事故に関し、これを解決もしくは損害賠償する責任を一切負わないものとします。</p>	<p>第 11 条 (本カードの利用停止など)</p> <p>1.ETC 会員が、本規定または会員規約に違反した場合、本カードまたは指定カードの利用状況が適当でないと当社が認めた場合、指定カードの有効期限が更新されない場合には、当該事象が解消されるまでの間、当社は、ETC 会員に通知することなく本カードまたは指定カードもしくは両カードの利用停止など会員規約のカード等の利用停止に関する条項等に定める措置をとることができるものとします。</p> <p>2.第 1 項に定める本カードの利用停止の措置または第 7 条にもとづく解約・解除の措置を原因として道路上で事故や第三者との紛争が発生した場合であっても、当社はこれを解決もしくは損害を賠償する等の責任を一切負わないものとし、ETC 会員自身が自己の費用と責任でこれを解決するものとします。また、ETC マイレージサービス、有料道路身体障がい者割引制度などの登録型割引制度が割引対象とならないことにより、ETC 会員が被った損失、損害についての責任も当社は一切負わないものとします。</p>
<p>第 7 条 (ETC カードの紛失・盗難、破損・変形などの届出義務・責任および再発行)</p> <p>1.ETC 会員が、ETC カードを紛失し、もしくは盗難等にあった場合、すみやかに下記の諸手続きをお取りいただけます。</p> <p>(1) 当社または三菱 UFJ ニコスに直接電話などによる連絡</p> <p>(2) 当社または三菱 UFJ ニコスへの所定の届出書の提出</p> <p>(3) 最寄りの警察署への届出</p> <p>2.前項の場合の ETC 会員の責任は、会員規約に定める「カード紛失・盗難の規定」によるものとします。</p> <p>3.ETC カードが破損、変形もしくは機能不良になった場合は、直ちに当社または三菱 UFJ ニコスに届出するものとします。</p>	<p>第 12 条 (本カードの盗難、紛失および損害の補てん)</p> <p>1.ETC 会員が、本カードを紛失し、もしくは盗難にあった場合は、ただちに電話等により当社へ連絡のうえ所轄の警察に届け、かつ当社が請求したときには当社所定の喪失届を提出するものとします。また、本カードの盗難、紛失の場合の支払いの責任は、会員規約のカード盗難、紛失に関する条項によるものとします。</p>
<p>第 3 条 (ETC カードの発行・管理責任)</p> <p>3.ETC カードの所有権は当社にあり、ETC 会員は善良な管理者の注意をもって ETC カードを利用・管理するものとします。万が一他人に貸与したり、車庫内に放置する等により第三者による不正使用があった場合、ETC 会員本人が支払責任を負うものとします。</p>	<p>2.本カードを車内に放置していた場合、盗難、紛失について ETC 会員に重大な過失があったものとみなします。</p>
<p>第 12 条 (免責事項)</p> <p>1.両社は、ETC カードのご利用代金の支払いに関する事項を除き、事由の如何を問わず、道路上での事故、ETC システムもしくは車載器に関する紛議などに関し、これを解決し、または損害を賠償する等の責任を一切負わないものとします。</p>	<p>第 13 条 (当社の免責)</p> <p>1.当社は、本カードのご利用代金の決済に関する事項を除き事由の如何を問わず、道路上または料金所での事故や第三者との紛争、ETC システムおよび車載器に関する一切の紛議の解決および損害賠償の責任を負わないものとします。</p>
<p>2.両社は、ETC カードの紛失・盗難、破損・変形または機能不良など、ETC カードを利用することができないことにより ETC 会員に生じた損失、不利益に関して、一切の責任を負わないものとします。</p>	<p>2.当社は、事由の如何を問わず、道路事業者等、当社以外の事業者が実施する ETC システムを利用したサービスや割引制度が適用にならないことにより ETC 会員が被った損失、損害について一切の責任を負わないものとします。</p>

(新設)	3.前二項の規定は、前二項に規定する事由が当社の責に帰すべき事由により生じた場合には適用されないものとします。
(新設)	第 14 条 (ETC 多目的利用サービス) 本規定の他の定めにかかわらず、ETC 会員は、本カードを ETC 多目的利用サービスのために用いることができます。ETC 会員が ETC 多目的利用サービスを利用する場合には、本規定のほか ETC 多目的サービス運営事業者の定める ETC 多目的利用サービスに関する規程に従うものとします。
第 1 条 (本規約の趣旨) 本規約は、カード発行会社 (以下「当社」といいます。) および三菱 UFJ ニコス株式会社 (以下「三菱 UFJ ニコス」といいます。) 所定の DC 標章を冠したクレジットカードの会員規約 (法人会員規約を含みます。以下「会員規約」といいます。) に定める会員 (以下「会員」といいます。) が DC ETC カード (以下「ETC カード」といいます。) を利用する場合の規約を定めたものです。会員は会員規約および本規約を承認し、別途自動料金収受者が定める「ETC システム利用規程」・「ETC システム利用規程実施細則」および車載器業者が定める利用規程等を合せ遵守して ETC カードを利用するものとします。	第 15 条 (利用規程の遵守) ETC 会員は、道路事業者が別途定める ETC システム利用規程、ETC システム利用規程実施細則ならびに車載器業者が定める取扱い方法を遵守し、本カードを利用するものとします。
第 14 条 (会員規約) 本規約に定められていない事項については、会員規約によるものとします。	第 16 条 (準用規定) 本規定に定められていない事項については、会員規約によるものとします。
(新設)	第 17 条 (個人情報の取扱いに関する同意事項) ETC 会員は、第 9 条第 4 項の場合において道路事業者が自ら料金を徴収するために、氏名、住所および電話番号その他 ETC 会員が当社に届け出た当該 ETC 会員の連絡先に係る情報を、当社が道路事業者に対して提供する場合があることに同意するものとします。
第 10 条 (指定カードの変更) ETC 会員は、両社所定の変更手続きを行い両社が認めた場合に、両社が発行する他のクレジットカードを指定カードとすることができます。	(削除)
第 13 条 (本規約の変更) 本規約の変更について、両社のいずれかから変更内容を通知した後または新規約を送付した後に ETC カードを利用したときは、ETC 会員が変更事項または新規約を承認したものとみなします。	(削除)
(2023 年 4 月 1 日現在)	(2025 年 12 月 9 日現在)